


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	川口 莊一		
件名	東大和市緊急通報システム事業運営要綱を廃止する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いて東京消防庁に通報することにより救助を行う事業を定めるが、類似事業である「東大和市高齢者民間緊急通報システム事業」と統合するため、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱を、廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものであるが、利用者がいないため、廃止による影響はない。なお、今後は、利用しやすい民間緊急通報システム事業に一元化して利用の促進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに廃止手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。